		電話設備その他の通信機器	
		デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	六
		その他のもの	一〇
		時計、試験機器及び測定機器	
		試験又は測定機器	五
		光学機器及び写真製作機器	
		カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	五
		引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	八
		容器及び金庫	
		ボンベ	
		溶接製のもの	六
		鍛造製のもの	
		塩素用のもの	八
		その他のもの	一〇
		前掲のもの以外のもの	
		焼却炉	五
	開発研究用減価償却資産	建物及び建物附属設備	
		建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	五
		構築物	
		ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	七
		器具及び備品	
		試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	四
		機械及び装置	
		汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	七
		ソフトウエア	三
廃棄物処理施設整備費補助	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		その他のもの	
		その他のもの	三八
	建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）	
		その他のもの	一五
		冷房、暖房、通風又はボイラー設備	
		その他のもの	一五

		消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
		可動間仕切り	
		その他のもの	一五
		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
		主として金属製のもの	一八
	車両及び運搬具	前掲のもの以外のもの	
		フォークリフト	四
	器具及び備品	事務機器及び通信機器	
		電子計算機	
		パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	四
		その他のもの	五
		その他の事務機器	五
		時計、試験機器及び測定機器	
		試験又は測定機器	五
		看板及び広告器具	
		その他のもの	
		主として金属製のもの	一〇
	機械及び装置	石油製品又は石炭製品製造業用設備	七
	無形減価償却資産	ソフトウエア	
		その他のもの	五
循環型社会形成推進交付金 廃棄物処理施設整備交付金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		その他のもの	
		その他のもの	三八
	建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）	
		その他のもの	一五
		給排水又は衛生設備及びガス設備	一五
		消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
	構築物	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）	
		岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう	三〇
		れんが造のもの（前掲のものを除く。）	
		煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁	
		その他のもの	二五